

## 美郷町危険空き家解体事業補助金のお知らせ

町では、安全で安心なまちづくりを推進するため、町内にある**危険空き家の解体**経費の一部を補助しています。補助金の活用については、危険空き家であることの確認やご準備いただく書類等がありますので、町住民生活課環境安全班へお問い合わせください。

### ■「危険空き家」とは

常時無人の状態により倒壊または倒壊の恐れがあり、使用不能と認められる空き家です。また、倒壊等により人的および物的に重大な損傷を与えるなど、周辺環境を著しく阻害する空き家も含まれます。

※危険空き家の認定には、主要道路等と建物の間隔などの確認事項があります。

### ■「美郷町危険空き家解体事業補助金」とは

危険空き家の所有者等を対象に、解体する経費の3分の1以内（上限：30万円）を町が補助します。

### 空き家解体ローン

町と株式会社秋田銀行は「空き家解体ローン締結に関する覚書」を締結し、**空き家の解体**に必要な資金の融資制度を設けています。空き家等を解体する所有者等に対し、解体経費（事業性用途は除く）を秋田銀行が融資します。

**融資金額**●10万円以上200万円以下

**適用金利**●変動金利 年2.0%

※町危険空き家解体事業補助金の交付を伴う場合は、変動金利 年1.7%

**融資期間**●6カ月以上5年以内

※詳しくは秋田銀行へお問い合わせください。

問 町住民生活課 環境安全班  
☎0187(84)4903

## 農 政 課

## 農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域（農用地区域）内の農地等を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という期間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによって、除外手続きできない場合もあります。

### 【農業振興地域とは】

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更（除外・用途変更）申し出の受付期間は

**4月1日(水)～4月30日(木)**です。

※申し出の際は、事前に町農政課まで相談ください

## 美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

**募集内容**●一般事務補助員 1名

**業務内容**●データ入力作業等

**資格等**●パソコン操作ができる方

**雇用期間**●4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

**勤務時間**●午前8時30分～午後4時30分

1日7時間、週5日勤務、土日祝日休み

**勤務場所**●美郷町役場 農政課

**賃 金**●時給760円（その他手当なし）

**加入保険**●健康保険、厚生年金、雇用保険等

**申込方法**●応募はハローワークを通じて行ってください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

**申込期限**●3月16日(月)

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

## 美郷町農地賃借料(田)情報をお知らせします

平成21年12月の農地法改正により、農地の賃貸料の目安となる標準小作料が廃止となり、これに代わって農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律に明記されました。改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料の地域の実勢をお知らせします。

今回の情報は、平成26年1月から12月までに農業委員会を經由して契約された賃貸借契約を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両者で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

### 美郷町賃借料(田)

	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	18,400円	2,855筆	23,000円	6筆	10,000円	1筆
六郷地域	18,100円	258筆	21,000円	17筆	10,000円	6筆
仙南地域	19,600円	313筆	23,000円	4筆	8,000円	9筆
町全体	18,600円	3,426筆	23,000円	10筆	8,000円	9筆

### 【参考資料】美郷町賃借料(田) 平成26年11月～平成27年2月

	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	16,100円	143筆	19,600円	2筆	10,000円	1筆
六郷地域	14,800円	200筆	19,000円	4筆	9,000円	2筆
仙南地域	15,200円	333筆	21,000円	6筆	8,000円	13筆
町全体	15,300円	676筆	21,000円	6筆	8,000円	13筆

問

町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913  
またはお近くの農業委員へお問い合わせください。

## 福祉保健課

## 学生として転出する場合は「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が大学・高校(※)などに就学するため、美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

### 「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中に転居したり、氏名が変わった場合は、下記までご連絡ください。

区分	手続きに必要なもの
初めてマル学保険証の交付を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・認め印</li> </ul>
マル学保険証を更新するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度の在学証明書または学生証の写し等(学校名および学生であることが確認できるもの)</li> <li>※編入等で学校が変わった場合は在学証明書の提出が必要です。</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・認め印</li> </ul>
※毎年更新手続きが必要です。	

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907